

青梅市学童保育所の指定管理者の指定について

青梅市学童保育所の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和5年12月7日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

記

1 公の施設の名称

青梅市第一学童保育所
青梅市第三学童保育所
青梅市第五学童保育所
青梅市第六学童保育所
青梅市今井学童保育所
青梅市藤橋学童保育所
青梅市吹上学童保育所

2 指定管理者となる団体

東京都国分寺市光町二丁目5番地1
株式会社こどもの森

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで